

地酒による高付加価値観光展開支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、伝統産業（酒類等）情報発信強化支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、地域の観光資源として有効な県産酒の魅力発信を通じて、県内外・海外からの集客または海外への情報発信を図る県内酒造事業者または酒販事業者の団体等の取組を支援することで、県産酒の国内外での認知度向上・ブランド化を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に対し予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という）を乗じて得た額（同表第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、事業を開始する20日前までに行わなければならない。ただし、年度当初に開始する事業についてはこの限りではない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴うもの

(2) 補助事業の中止及び廃止

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税

額) を超えるときは、様式第 5 号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(消費税及び地方消費税の取り扱い)

第 8 条 本補助金の補助対象経費には、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の額は含まないものとする。

(雑 則)

第 9 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度採択事業から適用する。

別表1（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
<p>【県内外・海外からの集客】 地域の観光資源として有効な県産酒の魅力発信を通じ、県内外・海外からの集客を図る事業。</p> <p>【海外への情報発信】 地域の観光資源として有効な県産酒の魅力を海外に向けて情報発信する事業。</p>	<p>次の要件を満たす、本補助金交付要綱第2条の交付目的に沿う事業者グループ、団体等（事業の実施に当たって設立された実行委員会等を含む）</p> <p>（1）酒類の製造または販売を県内で行っている事業者であり、本拠地が県内にある事業者を3者以上含むもの。</p> <p>（2）代表者及び所在地が明確なもの</p> <p>（3）会計経理が明確なもの</p>	<p>謝金（委員謝金、専門家謝金、講師謝金）</p> <p>旅費（専門家旅費、講師旅費、職員旅費）</p> <p>庁費（原材料費、外注加工費、コンサルタント雇用料、会議費、会場借料、会場整備費、デザイン料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、消耗品費、雑役務費、機械器具借料及び損料、資料作成費、原稿料、保険料）</p> <p>委託費（実施事業の一部を委託する経費。県内事業者に発注したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と事前に県が認めた場合については、この限りでない。）</p>	1/2	150千円
<p>【注意事項】</p> <p>1 同一事業実施主体による申請は、同一年度において2回までとする。 なお、グループ構成事業者のうち半数以上のメンバーが同一の場合、異なるグループ名でも同一事業主体とみなす。</p> <p>2 事業実施主体が自ら製造あるいは販売する製品ののための事業に限る。</p>				

鳥取県知事 平井 伸治 様

(住所)
(事業者名 氏名)

令和 年度地酒による高付加価値観光展開支援補助金交付申請書

地酒による高付加価値観光展開支援補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	地酒による高付加価値観光展開支援補助金
算定基準額（見込み）	円
交付申請額	円
添付資料	1 事業計画書 2 収支予算書

令和 年度地酒による高付加価値観光展開支援事業計画書

1 実施主体名称・代表者氏名・グループ構成メンバー列記のこと

*実施主体・代表者に関して該当する項目に☑を記載

☐酒類の製造あるいは販売を県内で行っている事業者であり、本拠地が県内にある事業者を3者以上含んでいる

2 事業内容

(1) 実施テーマと概要

☐県内外・海外からの集客 ☐海外への情報発信

*実施テーマについて、「県内外・海外からの集客」、「海外への情報発信」のいずれかに☑をしてください。

(2) 事業内容（①実施予定日、②対象者、参加予定人数等、③開催場所、④実施内容など）

(3) 事業実施の目的・期待される効果

(4) 県内外・海外からの集客を図るまたは海外への情報発信を行うための手段・方法

(5) 実施日程（開始予定日／完了予定日）

(6) 外部委託、委嘱の相手先概要、委託・委嘱内容

*外部委託・委嘱する場合のみ記載

3 補助事業完了予定年月日 ※全ての精算が終わり決算書が作成できる日

年 月 日 予定

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

*他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

*「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

様式第2号（第4条、第7条関係）

令和 年度地酒による高付加価値観光展開支援事業収支予算書(決算書)

1 収入の部

(単位：円)

	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減	備 考
合計				

2 支出の部

(単位：円)

	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度決算額 (本年度予算額)	差引増減	備 考
合計				

(注) 備考欄には、区分ごとに積算を明記すること。ただし別葉としても構わない。

様

職氏名

年度地酒による高付加価値観光展開支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった地酒による高付加価値観光展開支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「〇〇〇〇〇〇〇〇事業」とし、その内容は、・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分は、・・・・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、伝統産業（酒類等）情報発信強化支援事業補助金交付要綱（令和5年2月22日付第202200278972号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

(住所)
(事業者名 氏名)

令和 年度地酒による高付加価値観光展開支援補助金実績報告書

令和 年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	地酒による高付加価値観光展開支援補助金	
	算定基準額	交付決定額
交付決定		
実績		
差引		
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書(に準ずる書類)	

令和 年度地酒による高付加価値観光展開支援事業実績報告書

1 実施主体名称・代表者氏名・グループメンバー列記のこと

2 事業内容

(1) 実施テーマと概要

県内外・海外からの集客を図る事業 海外への情報発信を図る事業

*実施テーマについて、「県内外・海外からの集客」、「海外への魅力情報発信」のいずれかにをしてください。

(2) 事業結果 (①対象者・参加人数、②開催場所、③実施内容など)

(3) 事業成果 (事業実施により得られた成果や課題、今後の展開などを記載)

(4) 県内外・海外からの集客を図るまたは海外への情報発信を行うために用いた手段・方法

(5) 実施日程 (開始日/完了日)

(6) 補助事業完了年月日

※「補助事業完了年月日」とは「補助対象経費の額が確定した日」を指します。

(7) 外部委託、委嘱の相手先概要、委託・委嘱内容

*外部委託・委嘱する場合のみ記載

3 他の補助金の活用の有無 (有・無)

*他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

*「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先 (補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先) を記載してください。

鳥取県知事 様

申請者（住所）
（氏名）
（団体等にあつては、名称及び代表者の氏名）

年度消費税等仕入控除税額確定報告書

令和 年 月 日付第 号により交付決定通知があつた補助金について、地酒による高付加価値観光展開支援補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 規則第18条の補助金の確定額及び補助対象経費の額
 - 補助金の確定額 金 円
 - 補助対象経費の額 金 円
- 実績報告控除税額
(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額
金 円)
- 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額
金 円
- 補助金返還相当額（ $3 - 2 > 0$ の場合）
 $(3 - 2) \times ((1の(1) / 1の(2)))$ 金 円

(注) 別紙として精算の内訳を添付すること